平成２５年（フ）第３４１号
奈良県橿原市上品寺町236番地の１　ルイシャトレ大和八木405号
債務者　平野　紀子
１　決定年月日時　平成26年１月31日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２６年（フ）第１号
沖縄県名護市東江５丁目１番１―802号　県営東江高層住宅
債務者　上里　　武
１　決定年月日時　平成26年２月４日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成２６年（フ）第２号
島根県出雲市稲岡町400番地３
債務者　藤原美奈子
１　決定年月日時　平成26年２月５日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月25日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２５年（フ）第３８８号
函館市美原５丁目37番10号
債務者　天野　静香（旧姓佐々木）
１　決定年月日時　平成26年２月５日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月26日まで
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第２０号
函館市東山３丁目１番17号
債務者　板垣　園子
１　決定年月日時　平成26年２月５日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月26日まで
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第２４号
函館市西桔梗町828番地３
債務者　田中　貴仁
１　決定年月日時　平成26年２月５日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月26日まで
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第２７号
北海道久遠郡せたな町瀬棚区本町285番地１
債務者　北林　静江
１　決定年月日時　平成26年２月５日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月26日まで
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第３３号
函館市田家町10番13―502号
債務者　田原奈緒子（旧姓小野寺）
１　決定年月日時　平成26年２月５日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月26日まで
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第２号
岩手県一関市中里字沢田179番地
債務者　遠藤　英雄
１　決定年月日時　平成26年２月５日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月26日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２６年（フ）第３号
岩手県一関市字鳴神71番地１
債務者　小澤　功嗣
１　決定年月日時　平成26年２月５日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月26日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２６年（フ）第４号
岩手県一関市字鳴神71番地１
債務者　小澤　　睦
１　決定年月日時　平成26年２月５日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月26日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２５年（フ）第４１０号
愛知県豊田市畝部西町薮下80番地　県営８―201号、前住所愛知県豊田市大林町17丁目６番地11　ロイヤルハイツ板倉103号
債務者　角谷　玲奈
１　決定年月日時　平成26年２月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月26日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第４８２号
愛知県岡崎市江口２丁目３番地24　コーポ江口101
債務者　平岩　裕美
１　決定年月日時　平成26年２月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月26日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第５号
和歌山県田辺市末広町17番49号
債務者　徳本　裕基
１　決定年月日時　平成26年２月５日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月26日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２５年（フ）第６５７号
埼玉県川越市大字福田323番地10
債務者　吉田ヒトシ
１　決定年月日時　平成26年１月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月28日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第１８号
住居所秘匿、連絡先住所埼玉県さいたま市浦和区高砂２―１―16浦和大熊ビル３Ｆつきのみや法律事務所
債務者　矢島　武志
１　決定年月日時　平成26年１月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月28日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第６９１号
静岡市清水区高橋４丁目18番10号　カーサつきなり28号、旧住所静岡市清水区小芝町１番10号
債務者　細川　和代
１　決定年月日時　平成26年２月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
５　免責審尋期日　平成26年３月25日午前11時45分
静岡地方裁判所民事第２部